

令和2年4月28日

保護者様

沼津市教育長  
(学校教育課)

## 市立幼・小・中・高等学校における臨時休業の延長等について（依頼）

日頃より本市の教育行政につきまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。また、新型コロナウィルス感染症対策にお取り組みいただき、重ねて御礼申し上げます。全国、県内において感染者の増加が続いており、感染拡大を早期に収束させなければならない状況であることから、本日、市長から学校の臨時休業の延長について要請がありました。

つきましては、集団による感染の拡大を防止し、引き続き、子供の健康・安全を確保するための予防措置として、下記のように実施することといたします。保護者の皆様におかれましては、これらの趣旨につきまして御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 臨時休業の延長期間

令和2年5月7日（木）から5月20日（水）まで

現在の新規感染者の状況は、国内では、やや鈍化してきているものの、県内の感染者数（4／28現在65人）は増加傾向にあります。今後、GW明けから2週間程度は、感染の状況を見極める期間として国や県内の動向、及び市内や近隣市町の感染状況を把握する必要があると判断し、市内一斉臨時休業の期間を延長することとします。

#### 2 入学（園）式

5月21日（木）に延期 \*沼津市立沼津高等学校・中等部は該当しません。

#### 3 臨時休業中の学習教材の配布について

- ・保護者様に来校いただいて配布します。
- ・市教委ポータルサイトや学校HPからダウンロードして活用いただけます。
- ・臨時登校日が実施できた場合には、子供に配布します。

\*各学校独自の教材もありますので、可能な限り来校していただきたいと思います。

\*来校が心配される場合には、学校へ御連絡ください。

#### 4 臨時休業中の登校日について

小・中・高等学校については、感染症対策を徹底した上で、隨時、臨時登校日を設定し、段階的に学校再開に向けて準備を進めていく予定です。（小学校1年生以外）

\*無理に登校を促すものではありません。子供や保護者の意向を尊重します。

## 5 子供の居場所確保が困難な御家庭への支援について

保護者の方がいずれも感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方である場合等、やむを得ない理由により、居場所の確保が難しい子供を対象に、午前中を中心に図書室等を開放します。

## 6 子供の家庭での安全な過ごし方について

子供が留守番している時、安全に過ごすことができるよう御指導ください。

- ・在宅中でも、きちんと戸締まりをすること
- ・訪問者がきても玄関の扉を安易に開けないこと
- ・家族で留守番するときのルールを決めること

※静岡県警察ホームページ「子供だけで留守番している家を守ろう」より

## 7 大型連休中の外出について

新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、不要不急の外出を避け、できる限り自宅で過ごすよう御協力願います。

## 8 新型コロナウィルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について

新型コロナウィルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、不適切であり、あってはならないことと考えています。

- ・正しい情報に基づき、適切な行動をとることの大切さについて御指導ください。
- ・子供が根拠のない不安を生じないよう御支援ください。

## 9 市の相談機関について

相談窓口 (青少年教育センター内)

開設時間 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで

電話番号 080-3650-3457

080-3684-3457

※学校では、子供一人一人の心身の状況把握及び支援に努めています。子供の生活・学習・健康など様々なことについて、質問や不安がある場合は、遠慮なく学校まで御連絡ください。